

職場で発生した全乗務員に関わる事象について

なぜ、周知・共有がされないのか？

他支社の他職場において、総務部安全企画室が発行した東京車掌区での「眼鏡を着用せずに乗務していた事象について」掲示されているようです。

職場では、12月の訓練の中で「眼鏡等の条件の遵守について」注意伝達がされました。しかし、自区所で起きた事象についての事実が触れられることはありませんでした。そして、事象発生から1ヶ月が経ちますが、未だ業務掲示にも掲出されていません。



- 自区で発生した事象で、総務部安全企画室から出された掲示なのに貼らないんだね。
- 乗務員には速やかな正しい報告を求めています、これでは示しがつきませんね。

何があったのか事実を正しく把握し、事象の背後要因をつかむことが再発防止へとつながります。同種事象を繰り返さないためにも、全乗務員へ周知・共有が必要ではないでしょうか？